

情友会会則

■ 本則

第1条

本会は、「情友会」と称する。

第2条

本会は会員相互の親睦をはかり、文化の向上発展に資することを目的とする。

第3条

本会は、本部を名古屋工業大学情報工学科内に置く。

第4条

本会は、適当な地方に支部を設けることができる。

第5条

本会は、次の会員によって組織する。

1. 正会員 名古屋工業大学情報工学科卒業性ならびに名古屋工業大学大学院工学研究科情報工学専攻課程修了者。
2. 特別会員 名古屋工業大学情報工学科の現職および退職の教職員。
3. 名誉会員 本会に特別な関係を有し、かつ本会の発展に寄与したもので、会長の推選したもの。

第6条

本会は、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、評議員 若干名、本部幹事 若干名、クラス幹事 各クラス2名、支部幹事 若干名

第7条

1. 会長は、役員会において推す。
2. 副会長は、評議員中より会長がこれを推す。
3. 評議員は、正会員・特別会員より選出する。
4. 本部幹事は、名古屋工業大学勤務の会員または名古屋近郊在住会員より、会長がこれを推す。
5. クラス幹事は、各クラスにおいて、名古屋近郊在住会員より選出する。
6. 支部幹事は、各支部において選出する。

第8条

1. 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 評議員は、役員会において会務を評議する。
4. 本部幹事は、役員会において会務を評議し、また会務を処理する。